

塩尻市奨学金返還支援事業補助金 Q&A

1 補助対象者に関すること

1-1 塩尻市出身者でも対象になりますか？

A 令和 5 年 4 月 1 日以降に、新たに企業等に就職した場合は対象となります。

1-2 大学等とはどこまで含まれますか？

A 大学、大学院、短期大学、専門職大学、高等専門学校、専修学校(専門課程または一般課程のみ)が対象となります。

1-3 「企業等」とはどこまでの範囲を指しますか？

A 中小企業、社会福祉法人、特定非営利活動法人、学校法人となります(HP 参照)。

1-4 起業・創業の場合は本事業の対象となりますか？

A 対象となりません。本事業は中小企業等の人材不足解消を目的としております。

1-5 パート、アルバイトで働いている場合は対象となりますか？

A 対象となりません。正規雇用であることが条件となります。

【正規雇用の要件】

- ①雇用期間の定めがないこと
- ②1 週間の所定労働時間が 30 時間以上であること
- ③社会保険、雇用保険及び労災保険の被保険者であること

1-6 就職した時点で 29 歳でしたが、申請する時点では 30 歳を迎えるのですが、申請は可能ですか？

A 勤務を開始するときにおいて 30 歳未満であれば対象となります。

2 奨学金に関すること

2-1 どのような奨学金が対象となりますか？

A 独立行政法人日本学生支援機構の第一種及び第二種奨学金、塩尻市奨学金資金貸与条例又は塩尻市医学生奨学資金貸与条例に規定する奨学金、地方公共団体が設ける奨学金が対象です。

2-2 返還した奨学金の額に利息等は含まれますか？

A 独立行政法人日本学生支援機構の第二種奨学金の貸与の場合、元本以外に含まれる利息等も返還額に含まれます。

3 申請手続きに関すること

3-1 4月に就職し、10月から奨学金の返済を開始します。補助金の申請はいつまでにすればよいですか？

A 勤務を開始した日から1か月以内を目途に申請をお願いします。

3-2 奨学金の返還計画書とはどのような書類ですか？

A 「奨学金返還の口座振替(リレー口座)加入通知書」の写しを添付してください。それが無い方、又はその他の奨学金の貸与を受けている方は、貸付機関が発行する奨学金返還証明書を添付してください。

3-3 「完納証明書」とはどのような書類ですか？

A 市税の滞納がないことの証明書となります。塩尻市役所債権管理課にて発行しております。塩尻市に住所を有していれば発行可能です。
発行方法はこちらよりご確認ください。

<https://www.city.shiojiri.lg.jp/soshiki/3/3223.html>

3-4 「在職証明書」は自分で記入してもいいですか？

A 勤務先に依頼して記入をしてもらってください。押印も必要です。

3-5 申請後の手続きの流れを教えてください。

A 審査の後、交付決定通知書を送付します。翌年3月の返済完了後、実績報告書を記載の上、添付書類と合わせて提出をお願いします。額の確定後、お支払いとなります。

3-6 一度申請すれば5年間補助が受けられますか？

A 申請は毎年度必要となります。

4 実績報告に関すること

4-1 「奨学金の返還を証する書類」とはどのようなものですか？

A 預金通帳の写し等をさします。

対象期間中の返還金の引き落としが確認できるページの写しを提出してください。他関係ない部分については黒塗りして提出いただいても構いません。

5 その他

5-1 申請書、実績報告書は郵送での提出でも良いですか？

A 郵送でも構いません。書類の記入漏れや内容確認のため、お電話を差し上げる場合がございますので、日中つながる電話番号の記入をお願いいたします。

5-2 申請すれば必ず補助がもらえますか？

A 予算に達し次第締め切らせていただく場合がございます。予めご了承ください。

5-3 転職した場合も引き続き対象になりますか？

A 転職した場合は、転職理由が就業先の都合による解雇やその他やむを得ない事情によるものであり、転職先が本補助金の条件を満たしており、転職するまでの空白期間が6ヶ月以内である場合は、引続き対象になります。